



## 石垣市内に太陽光発電設備を設置した方へ

### 固定資産税（償却資産）の申告について

太陽光パネル等の発電設備は固定資産税（償却資産）の対象となる場合があります。太陽光パネル等の設置者や設置方法により申告が必要となる場合がありますので、ご確認ください。

設置者	10kW 以上の太陽光発電設備 （余剰売電・全量売電）	10kW 以上未満の太陽光発電設備 （余剰売電）
個人 （住宅用）	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は <b>課税対象</b> となります。	売電するための事業資産とはならないため、償却資産として課税対象外となります。申告は不要です。
個人 （事業用）	事業のために用いている太陽光発電は、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産として <b>課税対象</b> となります。 例）アパート、店舗の屋根に設置されているもの。	
法人	事業の用に供している資産となるため、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産として <b>課税対象</b> となります。	

\* 家屋の屋根材として太陽光発電設備を設置している場合は、家屋評価となりますので、申告は不要です。

\* **課税対象**となっている方は、地方税法第 383 条の規定により償却資産の申告が必要です。

#### 地方税法（固定資産の申告）

第 383 条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価格その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

#### 再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準の特例について

所有されている太陽光発電設備が次の条件を満たす場合には、課税標準額の特例が受けられます。設備を取得した時期によって要件が異なります。

（次のページに続く）

【太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例】

取得時期	平成 24 年 5 月 29 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
対象設備	固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備 (10kW 以上)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて設置した自家消費型の太陽光発電設備 (固定価格買取制度の認定を受けた設備は対象外)		
特例割合	3 分の 2		1,000kW 未満は 3 分の 2 1,000kW 以上は 4 分の 3	
適用期間	新たに固定資産税が課されることになった年度から 3 年間			
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省が発行する設備認定通知書の写し</li> <li>・電気事業者の発行する契約内容の分る書類（売電契約等）</li> <li>・設備取得価格、工事費等が確認できる書類（領収書、工事請負契約書等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し</li> <li>・設備取得価格、工事費等が確認できる書類（領収書、工事請負契約書等）</li> </ul>		

\* 特例が適用されるためには申請が必要です。

◎問合せ先

石垣市役所 税務課資産税係

TEL 0980-87-9043

FAX 0980-82-9932